

大仙市移住者向け若者・子育て世帯家賃支援事業補助金

(1) 概要

対象経費等	次に記載する①から②を差し引いた額 (交付決定日から年度末までに支払った額の合計) ①アパートなどの賃借料(管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く) ②住宅手当等
補助率等	2分の1(空き家バンクに1年を超えて登録している物件は3分の2)
補助上限等	①県外移住 月額 2万円(最大12ヶ月) ②県内移住 月額 5千円(最大12ヶ月) ※空き家バンク登録物件は県外、県内問わず、月額3万円を補助上限とする。 ※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
補助対象者申請期限	本市の住民となった日から60日以内
事業実施期間	補助対象者決定通知があった日の属する年度又は翌年度に実施する事業
補助金交付申請期限	補助対象者決定通知があった日の属する年度又は翌年度 ※補助金の交付決定を受けた日以降に支払った家賃が対象 ※補助金の交付申請を行う前に、補助対象者申請が必要です。
実績報告	事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで実績報告書を提出
その他条件	・条件を満たした市外からの移住者が対象 ・1世帯最大12ヶ月分を上限として、1回限り補助金を交付します。 ・補助対象者の決定から補助金申請までの間に補助対象者の要件を満たさなくなった場合は、補助金申請ができなくなりますのでご注意ください。 ・また、要件を満たさなくなった場合など、補助金の返還が発生することがあります。

(2) 対象者の要件

世帯員全員が満たす必要がある要件		チェック
①	令和5年4月1日以降に移住した世帯であること	☐
②	市民であった者が市外に転出し、連続して5年以上市外で生活した後、再び市外から本市に住民登録する方。又は市外出身者であって市外から新たに本市に住民登録する方。	☐
③	本市に住民登録した後、引き続き5年以上居住することを誓約できる方	☐
④	福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う方でないこと	☐

世帯員全員が満たす必要がある要件		チェック
⑤	就学のために転入する方でないこと	☐
⑥	市税の滞納がない方	☐
⑦	生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている方でないこと	☐
⑧	暴力団員でないこと及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ方でないこと	☐
⑨	大仙市結婚新生活支援事業を利用し、住宅賃借費用に対する補助を受けた方及び受ける予定の方でないこと	☐
⑩	秋田県と県内市町村が共同で実施する秋田県移住・就業支援事業を利用した方及び利用を予定している方でないこと	☐
⑪	外国人移住者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する方	☐
⑫	賃貸住宅が補助対象者及び補助対象者と同居する者の3親等以内の親族が所有する住宅ではないこと	☐
⑬	その他市長が交付対象者として不適当と認めた方でないこと	☐

いずれかを満たす必要がある要件		チェック
①	夫婦それぞれが本市の住民となった日において年齢が40歳未満(令和7年1月1日以降に県外から移住した方は45歳未満)で、かつ、補助対象者申請を行う時点で同居していること。	☐
②	市外から本市に住民登録した中学生以下の者と生計を一にし、かつ、補助対象者申請を行う時点で同居していること。	☐
③	市内事業者就職し、若しくは市内で起業し、又はテレワークのため市外から転入した40歳未満(令和7年1月1日以降に県外から移住した方は45歳未満)の者であること。ただし、市内で起業する場合は、補助金交付申請の日までに現に起業しているものに限る。	☐
	就職 本市の住民となった日から起算して前後30日以内に、週20時間以上の無期雇用契約に基づき、市内に就業場所を有する法人等に雇用されること。	☐
	起業 事業を営んでいない者が、開業等の届出を行い、事業を開始(開始を予定している場合を含む。)すること。または、事業を営んでいない者が、法人を設立し、その代表者として事業を開始(開始を予定している場合を含む。)すること。	☐
	テレワーク 市内事業者以外の法人等に週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用されている者が、本市に生活の拠点を移し、本市でそれまで勤務していた法人等の仕事を引き続き行うこと。	☐

(3) 補助対象者申請の提出書類 (申請書への添付書類については、申請日の3ヶ月以内に取得した書類に限る)

提出書類		チェック
①	大仙市移住者向け若者・子育て世帯家賃支援事業補助対象者申請書 (様式第1号)	☐
②	誓約書 (様式第2号)	☐
提出書類		チェック
③	世帯全員の住民票	☐
④	世帯全員が本市の住民となった日の直前に連続して5年以上市外に住民登録していることを証明する書類 (移住前の住民票や戸籍の附票など)	☐
⑤	県外移住の場合は、本市の住民となった日の直前に連続して1年以上県外に住民登録していることを証明する書類 (移住前の住民票や戸籍の附票など)	☐
⑥	世帯員 (中学生以下の者を除く。) の市税の滞納がないことを確認できる書類 (納税証明書や非課税証明書など。なお、課税証明書は滞納がないことの証明書類にはならないので注意すること)	☐
⑦	市内事業者への就職、市内での起業又はテレワークのために市外から転入した場合は、就業状況を証明する書類 (就業証明書 (様式第3号又は様式第4号)、個人事業の開業・廃業等届出書など)	☐
⑧	外国人移住者については在留カードの写し (表・裏)	☐
⑨	その他市長が交付対象者として不適当と認めた方でないこと	☐

(4) 補助金の申請書類等 (申請書への添付書類については、申請日の3ヶ月以内に取得した書類に限る)

共通の提出書類		チェック
①	大仙市移住者向け若者・子育て世帯家賃支援事業補助金交付申請書 (様式第6号)	☐
②	賃貸借契約書の写し	☐
③	勤務先の住宅手当が確認できる書類	☐
④	市内事業者への就職、市内での起業又はテレワークのために市外から転入した場合は、交付申請時における就業状況を証明する書類 (就業証明書 (様式第3号又は様式第4号)、個人事業の開業・廃業等届出書など)	☐
⑤	補助事業等計画書	☐
⑥	その他、市長が必要と認める書類	☐

(5) 実績報告

共通の提出書類		チェック
①	補助事業等実績報告書（補助金等の適正に関する条例施行規則 様式第7号）	☐
②	補助対象経費の金額が確認できるものの写し（各月の家賃の振込明細書、引落口座の明細など）	☐
③	実績報告時点での住宅手当が確認できる書類	☐
④	その他、市長が必要と認める書類	☐

(6) 補助金の返還

①	虚偽の申請が明らかになった場合	全額返還
②	補助金の対象となる世帯員が本市の住民となった日から起算して3年未満で転出した場合	全額返還
③	補助金の対象となる世帯員が本市の住民となった日から起算して3年以上5年未満で転出した場合	半額返還
④	その他重大な事由が明らかになった場合	返還を命ずる

※中学生以下の者が進学等により市外へ転出する場合、災害その他のやむを得ない事情があるとして市長が認めた場合は、この限りでない。